

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第23号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,300円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,200円</u>とする。</p>

準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは、「40,500円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「24,300円」とあるのは、「47,000円」と読み替えるものとする。

(協議会の組織)

第13条 略

2 略

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

(協議会の組織)

第13条 略

2 略

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。